



大洗、鉾田、水戸環境組合 指令第10号

一般廃棄物(ごみ)処理業許可証

住 所 ひたちなか市大字津田2554番地の2

商 号 勝田環境 株式会社

代表者名 代表取締役 望月 福男

令和4年1月31日 に申請のあった、一般廃棄物処理業(ごみ)について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

営業所の所在地	ひたちなか市大字津田2554番地の2
営業所の名称	勝田環境 株式会社
一般廃棄物の種類	ごみ
業務の区分	収集・運搬業
処分の場所	茨城県東茨城郡大洗町成田町4287番地 大洗、鉾田、水戸環境組合クリーンセンター
許可区域	大洗町
処理料金	大洗、鉾田、水戸環境組合廃棄物処理手数料徴収等の条例による
許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで
条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守すること

令和 4年 3月 3日

大洗、鉾田、水戸環境組合長

國 井

